

## 特別医療費（併用レセプト方式）の請求方法について

【医科】

鳥取県国民健康保険団体連合会

## 特別医療併用レセプト請求時の記載要領 (国保・医科)

特別医療の対象金額（医療保険に基づく自己負担）と、特別医療の「患者一部負担金」が同じ場合、特別医療は請求しない。

### 請求書

請求書の記載要領に準じ、医療保険分は医療保険欄に記載し、特別医療分は「公費負担医療」欄に、事業（公費番号81から87）毎に記載。

### 明細書

明細書の記載要領に準じ、「公費負担者番号①」欄及び「公費負担者番号②」欄に、医療券等に記載されている公費負担者番号（特別医療は81から87）を法別番号順に記載する。

明細書の記載要領に準じ、請求点の項を記載し、「負担金額」（入院）、「一部負担金額」（入院外）の項は、特別医療が「公費①」または「公費②」ならば、「公費①」または「公費②」の項に特別医療の「患者一部負担金額」を記載する。「患者一部負担金額」が無い場合は0（ゼロ）または空欄とする。

（注）国保（後期高齢者）と特別医療費併用の高額療養費は、他の公費併用と異なり、平成18年3月以前と同様、所得区分に応じた取り扱いとする。（p2参照）

特別医療の高額限度額を超えたもの、（例）①「入院若人（70歳未満）、入院外若人（70歳未満）で在医総管・在医総の患者」で限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証不所持者、②入院外若人（70歳未満）で在医総管・在医総の患者以外の高額該当者、③入院外前期高齢・入院外後期高齢者の在医総管・在医総以外の高額該当者は従来通り「負担金額」「一部負担金額」を全額給付し、市町村にて内部調整。

● 入院若人（70歳未満）で限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証不所持者（例p6）

※特別医療受給者で、入院若人（70歳未満）の方には、全員に限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を提示していただき、（所持していない方は、市町村で取得手続きをしていただく）レセプトの特記事項の欄に「17」か「18」か「19」のコードが記載できるようにしていただくと、市町村での内部調整が不要となりますのでご協力いただきたい。

● 入院若人（70歳未満）限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を提示（例p5）・・・こちらの方法にご協力ください。

ご不明な点はこちらまで☎0857-20-3685 烏取県国民健康保険団体連合会  
審査管理課

保第0228004号  
平成19年2月28日

嚴  
各都道府縣知事



後継保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号、以下「改正法」といふ。）が平成18年6月21日に公布され、同日以降順次施行されるごととされ、また、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第390号、以下「改正政令」といふ。）が同年12月20日に公布されたところである。これにあわせて健康保険法施行規則（以下「改正規令」という。）が同年12月20日に公布されたところである。（以下「改正規令」といふ。）

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号、以下「改正法」といふ。）が本日公布され、平成19年4月1日から施行されるごととともに、「健康保険法施行令第二十九条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める保険料の一部を改正する件」（平成19年厚生省告示第43号）、「船員健康保険法施行規則第五条の規定に基づき厚生労働大臣が定める保険料の一部を改正する件」（平成19年厚生省告示第16号、以下「改正規令」といふ。）、「船員健康保険法施行令第二十九条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める保険料の一部を改正する件」（平成19年厚生省告示第1号）並びに「国民健康保険法施行規則第二十一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める保険料の一部を改正する件」（平成19年厚生省告示第31号）、「国民健康保険法施行規則第三十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件」（平成19年厚生省告示第3号）、「国民健康保険法施行規則第二十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を定める件」（平成19年度常勤告示第34号）及び「国民健康保険法施行規則第二十五条第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を定める件」（平成19年厚生省告示第35号）（以下「改正規令」といふ。）が公布され、同日から適用されることとされたところであるので、その旨訂正の上、黄表紙四欄の専用欄及び国民健康保険組合への周知方にについて備配願いたい。

龍虎山記

第1 改正等の趣旨及び主な内容

改正政令第1条による改正後の健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）

## (2) 被保険者証及び被扶養者証の再交付手続の特例関係

上記1(2)の改正に準じた改正を行うこと。  
3度目

改正省令第 63 号の一部改正（改正省令第 63 号）

第27卷① 4月號

卷之三

70歳未満の者について、集団管による公衆衛生者について定めるほか、新たに限度額

適用認定証の様式を定めること。なお、当町村国民健康保険に参入する者は、保険者は、

が医療料金を納付していない旨を確認できたときには既定を行なうものとすること。が医療料金を納付していない旨を確認できたときには既定を行なうものとすること。

だし、保険料の納付につき特別な事情がある場合は、支拂合は解算を行ひよいとすること。

以下「機械的構造」という。

に該する医療の給付に係る高額療養費の算定基準額等に関する規定の整備

27案の12第1号、第2号、第3号は、平成18年厚生労働省告示第181号の18年厚生労働省告示第180号、平成18年厚生労働省告示第181号

及び平成18年厚生労働省告示第18号参考事例の算定基準の趣旨について

は、公衆衛生相医療と同様に取扱うこととされている。したがつて、例えは、地政課の領土一帯一般地盤調査の結果等をもとに、地盤調査報告書を作成する。

国民健康保険においては公費負担医療にかかる部分で算定されることとなるが、

付る取扱いどは異なり所得区分に応じて課税され、平成18年度についても、平成18年3月少

と同様の取扱いとして差し支えないこと。

4. 契入保険法施行規則（昭和58年厚生省令第2号）の一部改正（改正省令第65号）

(6) の結果に従じて改正を行うこと。

卷之三

6 説明する所により、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第43

1項、船員保険法第11条第1項が改正されたことに伴い、後述保険法

令第四十三条第一項第二号の規定に基づき厚生省が定める継業令第十一号

一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣の定める旅費の一部を改正する件





有効期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

7	体積
6	森林資源 統計年報
5	植物資源 統計年報
4	森林資源 統計年報
3	森林資源 統計年報
2	虫害
1	森林資源

醫學問

卷之三

31002

卷之三

平成13年1月  
13時15分  
21  
1  
入院  
2  
入院外  
急診分

الآن في كل المكتبات والكتابات

被保険者名		性別	年齢	生年	生月	生日
姓	名					
氏	田	男	25	19	8	24
姓	名	性別	年齢	生年	生月	生日
姓	名	性別	年齢	生年	生月	生日

① 保險負擔割合 29 74% 8割 9割 10割

日間散詮餘外流入日間日月月月年年成成威威人院入人院

一、總點數 71,288 級子公費負担額

62	58	56	54	52
62	58	56	54	52

⑥ 檻邊角相額  
6A 6B 6C 6D 6E 6F 6G 6H 6I 6J

品名	規格	単位	数量	原価	決算額	差額
特別優等 精米酒	+30×0.5	升	35400	円	35400	円

85 高齢者成育支援センター  
84 更生援助センター  
83 禁煙センター  
82 老人センター

の特徴を示す。この特徴は、(1)公金を充てた公的機関による公的運営であり、(2)公金を充てた公的機関による公的運営である。

## 様式第5章の2 (第7条関係)

有効期間	平成○年○月○日から
年月	年月

○	2	3	4	5	6	7
年 月	年 月	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

## 特別医療費請求書 (国保用)

鳥取県  
市町村コード  
310029

特別医療費 受給者番号	22 ● 4 ● 2 ● 5 ●	23 受給者 氏名	● ● ● ● ●	24 性別	女
被保険者番号	● 1 ● 6 ● 7 ● 1	被保険種別	被保険者番号	登録番号	67310029 94
特別医療費 請求機関名	鳥取県米子市医師会	指定医療 機関名	米子市立病院	受診医名	
平成○年○月	17 12 15 20	21 1 入院	Q宿	22 入院外	30 分割
平成○年○月	2	23 受給者番号	● ● ● ● ●	24 性別	女

の診療行為は以下のとおりであります。  
し、特別医療費を下記のとおり請求します。

① 保険負担割合	26	7割	8割	9割	10割	点
入院	人院日数(年月日)	13 ) 日間	● 日～	入院外診療日数(年月日)	(回数)	
平成	31	38	② 給付公費負担点数	33	39	点
② 給付点数	31	71,288 点				
③ 薬剤一報負担額	32	56	58	62		
④ 特別医療費 請求額	33	64	64	64	64	点
⑤ 懸念地負担額	72	○ = (② - ③) × (10 - ①) + ① + ③ - ④	72	72	72	点
⑥ 特別医療費 額	73	○ + ○ × 0.5	2,113	8,674	決算額	※
						円

保険料	高額	豪	豪	豪	豪	高
の 額						
金	金	金	金	金	金	金
付	付	付	付	付	付	付
合	合	合	合	合	合	合
付	付	付	付	付	付	付

保険料	高額	豪	豪	豪	豪	高
の 額						
金	金	金	金	金	金	金
付	付	付	付	付	付	付
合	合	合	合	合	合	合
付	付	付	付	付	付	付

保険料	高額	豪	豪	豪	豪	高
の 額						
金	金	金	金	金	金	金
付	付	付	付	付	付	付
合	合	合	合	合	合	合
付	付	付	付	付	付	付

保険料	高額	豪	豪	豪	豪	高
の 額						
金	金	金	金	金	金	金
付	付	付	付	付	付	付
合	合	合	合	合	合	合
付	付	付	付	付	付	付

保険料	高額	豪	豪	豪	豪	高
の 額						
金	金	金	金	金	金	金
付	付	付	付	付	付	付
合	合	合	合	合	合	合
付	付	付	付	付	付	付

保険料	高額	豪	豪	豪	豪	高
の 額						
金	金	金	金	金	金	金
付	付	付	付	付	付	付
合	合	合	合	合	合	合
付	付	付	付	付	付	付

保険料	高額	豪	豪	豪	豪	高
の 額						
金	金	金	金	金	金	金
付	付	付	付	付	付	付
合	合	合	合	合	合	合
付	付	付	付	付	付	付

保険料	高額	豪	豪	豪	豪	高
の 額						
金	金	金	金	金	金	金
付	付	付	付	付	付	付
合	合	合	合	合	合	合
付	付	付	付	付	付	付

保険料	高額	豪	豪	豪	豪	高
の 額						
金	金	金	金	金	金	金
付	付	付	付	付	付	付
合	合	合	合	合	合	合
付	付	付	付	付	付	付

保険料	高額	豪	豪	豪	豪	高
の 額						
金	金	金	金	金	金	金
付	付	付	付	付	付	付
合	合	合	合	合	合	合
付	付	付	付	付	付	付

保険料	高額	豪	豪	豪	豪	高
の 額						
金	金	金	金	金	金	金
付	付	付	付	付	付	付
合	合	合	合	合	合	合
付	付	付	付	付	付	付

保険料	高額	豪	豪	豪	豪	高
の 額						
金	金	金	金	金	金	金
付	付	付	付	付	付	付
合	合	合	合	合	合	合
付	付	付	付	付	付	付

保険料	高額	豪	豪	豪	豪	高
の 額						
金	金	金	金	金	金	金
付	付	付	付	付	付	付
合	合	合	合	合	合	合
付	付	付	付	付	付	付

保険料	高額	豪	豪	豪	豪	高
の 額						
金	金	金	金	金	金	金
付	付	付	付	付	付	付
合	合	合	合	合	合	合
付	付	付	付	付	付	付

保険料	高額	豪	豪	豪	豪	高
の 額						
金	金	金	金	金	金	金
付	付	付	付	付	付	付
合	合	合	合	合	合	合
付	付	付	付	付	付	付

保険料	高額	豪	豪	豪	豪	高
の 額						
金	金	金	金	金	金	金
付	付	付	付	付	付	付
合	合	合	合	合	合	合
付	付	付	付	付	付	付

保険料	高額	豪	豪	豪	豪	高


<tbl\_r cells="7" ix="2

卷之三

立  
賀  
義

有効期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

平成 14年 1月 1日	入院	受診外	診療分
平成 14年 1月 2日	受診		
特別医療費 受給資格認 定者番号	島 00107	受給者名 氏	男、女、(2)、平 36歳、先生
被保険者登 記号番号	33	保険種別 保険者名 名	割引(医療者) 3100011
精神疾患及び 筋肉骨格疾 患の鑑別 鑑別診断名		特定医療 病院名	鳥取市
(4) 保険負担割合	20%	日割	100%
入院	入院日数(年 月 日)	日割 日~ 月 日	診療日数 ( )日間
施 設 点 数	2	7	29
① 被保険者負担金			
② 受給者負担額	10,000円	入院料 20,000円	10,000円
③ 公費負担額			
特別医療費 額 北 税	1,970	決算額	1,970
この表は、(1)×(2)+(3)+(4)で計算された金額です。この表は、(1)×(2)+(3)+(4)で計算された金額です。			
院長	田中	副院長	高橋
この診療行為は以下のとおりありますことを証明 し、他の医療機関を下請のとおり請求します。			

1. 痛苦を負はねてはならない。しかし、然る結果は入らなくていいだ。



